特1
2328

農家貫行

六～七

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号　特1-2328

ガラス使用

續農家貫行第六目錄

農家 一
村 三
一里塚 五
[illegible] 七
用水 九
古田[illegible] 十一
小作 十三
石垣 十五
永こう 十七
府 二
里 四
田 六
水帳 八
[illegible] 十
田部 十二
[illegible] 十四
斗計 十六
反ケ 十八

[illegible]
白井氏藏書
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

十分一計 十九
圳樋 二十一
撿見賣 二十
涌井 二十二

農耕 一

農ハ河を根本とするといへども農の字を建ハ極とす
と記ハ之字の稟ハ農ノ本字の農也双字ハ辰也臼午也ハ
說文象地穿交陷其中也徐云惡不可居象地之塹也惡可陷
人也辰以辰建月爲農耕所謂三月農之時也と見へたり按
此ハ其故ありて地をくゞくし其中種をしく貫ハ辰の春
三月之ときに建て農の一字を成文字のくはしきを思ひ考て
農業を忽にすべからず

府中 二

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

特1-2328

府ハ聚也周書ニ集の切と府とも引て府といふと同の中と
いふことにあらず周の得さへも城下市里所ニ居るを
も人ニ掲とあ所ありて用を使ひ居る所を府中といふり

村巷 三

村ハ人家の多しかゝる處なりしこれ村より聚落を村ハ
いふ會玉篇村ハ坊市ニ字彙ニ聚落とも山里ハ止ニ五十
家ニ居止する所と風俗通ニ見ゆへしあり

一里塚

一里塚ハ古語ニ此唯對捨遺塚曰禹玉水を治めしとき
堀鑿たるまゝ現出を厳さ塚とし樹をしへ二ツ遠とり
の目印とし又猶人の磨治とすと申ハ西遺るまゝ

田土 六

田ハ韻會一歳曰菑始反草也二歳曰畬漸和草三歳曰新田謂
已成而尚新也四歳則曰田矣又名田ハ古田ニ上卑氏楽林
ようへしあり按するに字ハ地の田を名田といふ也
名田ハ名祖より秋名所まで持ち田をいふと味ハ
遠ひたれと字あり所の田まで所ニより所持し名田
とこと和へあれハ則古しへの名田ニ大切ニ所持ニ下し

國田毛 七

畑ハ漢鈔ニ云火田倭名鈔ニ也キハタ別あり畑ハ字ハんある

らまた大田の二字を畑と一字小作と添とつゝへる事あれ添ハ
大田を曝(ヤイバク)のるゆゑ耕しまくゝ出て種と唐讀かつゝへ
これ是この正畑の事へ里乃畑ハ續搜神記小陸田又王篇ハ
暵耕(ハタケツクル)変地とつゝ又國字圖礼註小樹菓凡種菓之處し
有て國田毛と訓有り又畠字これ白田の二字を畠と一字
にしたるなれ也しし畠ハ上田へと文献名考小ゆへなり所
易蒙引(エキノモウヰニ)云西比方可種五谷之皆謂之田ト南方之指有ヲ小種
稲有ヲ為田とつゝ其へ古小府水小地へ五穀の生ル所ハ皆
田といふ之我朝小陸田種水田種とて稲をうゑる所を田し
いふ事を前に書ゆゑ也しとり是此場ハそうけと

とあへ其源也又式会日本持統紀小苑字をもつゝとせ
たり我朝の餐録(シヤウロク)とも添書小ゆへ其ゆゑ苑の字をもつゝ
の字とせへ此事といへ其と今乃此うゑの物にして渡し
其源字なれを用ひうこしたに水張村渡かゝと畑島の二
字書ハ何のさまりとなりの事ハ其ゆゑ是書て
可へ

水張八

水張ハ御園張へ水字ハ浴へ御園給堂の寫あるゝ所
堂張とまゝ水張とよむ延喜式(アンキシキ)を現式(ヲシキ)ニ正税公廨(ヲウセイクケ)
とつゝ正税小ゆゑ倉小納しゆゑ貢屋へ公廨(クケ)ハ法田也

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328

ガラス使用

苗字を苗とよませたる百姓の称いつも依なよりけるのをえてしか
あくなくるを将といふなれハ扨こそ耕作の害をもしへれるから
なく専ら苗も支の為なれハ作り田地いつもよ及ハス山林大切ニ守
えより百姓お渡の耕作への中は忘れなく勤へきことかなしハ
水脈を大切にしきへき趣よりて志てしきへし

用水 九

用水の字井と書て用ゐしと書く田水雍水とも書しく人ハ井
井戸の遣ふを用水と書ハ揚氏曰食のさる者泉也井一用一
色受其福ヲ君子と用ゐ天下受其福ヲとえ是井ゐを用ゐと
書ハ庶しとも云へし又田水を雍水とも云ハ灌をよ堰雍と塞し

雍の字ハ塞かるゝよしなりて田へ引水をまとめ雍ゐしと
いふ文字の苦しくいとうしとり田へ引水を堰雍水といへる数
もあるへ其是も用の字ハあまり依と公改て雍の字もよく
あらしハ却而誤とつらへ又を好事者の延而といふもしきへ
此等の事ハ通りも無用事なると存ずれハ田地の事あり
も平生ハ其中の事といへ専ら心得ある者ハかくべしとかく
田作かしく其稲ヲ大切とし扨来成就と渡世
農方の可為の第一の文字守り墾を宗とし守へきと田水ハ作
の根本家事といんとく文字を見ての教へしのと
正親とさしきめハわけは此説ニ古字ゟ依りて用をとし

月を圖しとなり。[illegible]用ひ[illegible]文字を害なし
廣澤（クハウクワカ）觀鵝（クハンカ）百潭（ヒヤクタン）小さき田の俗字なり諸子百家古今の
俗理少を語る[illegible]事しなしと記すべきなり

田代十

田を代といふ按ずるに字彙代音地又地音題といふり又代を
与隷同何も地方の字なれども音へとりけく田路を為然又
代を志るといふは田ノ字口に外は四口よりしかる中乃十の横
の一（西東）。縦南し比日方の路に飛也（カタトル）度ひし田を四路といふ然は古は
田の歩に定ひしく七十二歩を為十代百口十歩ヲ為二十代ト
二百六十歩ヲ為二十代ト二百八十歩ヲ為四十代ト二百六十歩ヲ為五十代ト

拾芥鈔今神の御田を神田といふ[illegible]田稲と称ずる[illegible]
古しへ[illegible]詞少く數と書きて苗を法ずる田を苗代といひ田
を擬を代とかくといひ是よりしく俗を[illegible]
[illegible]を落代といひ外の田へ[illegible]代をうゆ[illegible]といふ[illegible]
皆田といふ[illegible]志るといふ又網代是代月代をといふ[illegible]
[illegible]代とさしくいへり田を擬事[illegible]
は代の歩数を[illegible]所領のうるとせしとこへたり太子傳に
守屋大連の所領のうる十八万六千九十代を記す[illegible]
[illegible]地方の法変し今は代の歩[illegible]
のうるを[illegible]一村のうるしは中古とりし事なり[illegible]

異國なくは農を貴て地方の任を大官といふ國語なり然るに代官
といふ官といふ儀の云ふ事とし重といふ然るに私所の地方役を
之代官といふ事いふにしく少なきとなきとしし咎なりれは
まへて地方役のうひ名所へし式人首苗代の事ハ少しあり
又縄代と書たる河是苗も縄も同し渭なきとも縄字を
書かはなわり検地のうきゝを張く田三枚の地のうち限
を定しうとく人苗場の歩を改るに三十歩ハ三十歩なる
五十歩ハ十歩なる一枚の田のうちに縄とうしまりて
種をおろす歩の濃へを立へ先を編切といふ是ハよりて苗
場の地ハ縄代とする物なり歳のうち田地うしまに縄しろのまた

ふくの歩はりしかるかうはしくるまとうかそこれを
りうれ年よりこまとうまとうしおりしふ人ハりちう事

古田段歩一十一

往古ハ田一反三百六十歩也此田ハ本来稲一歩一作之の積粮二石六斗
なり春菜かしく一石八斗しかし一年三百六十日なきを
一日五合に當是一人の食ぐらの地之故に人の賞祿と一反の
命といふ論祿命ハつきも同し渭なく田士を祝しまへる
詞へと王篇にうへへたり世ハいふ七論神の中にし福祿
壽と称せ一神といふ也へし又季ハ老人の案にし
来盤の田三百六十一月ハ井田九百一畝にし擬ずる也

とこゝ云翁ゝ解ゝ者ゝく語の語ゝる字義を語ゝりもつこし
魏曹操城の碑背の字麹を行ひしく解ゝ書ゝ流を絶代の
奇ゝもありしと云ゝ法ゝ以妙解ゝ此ゝ流ゝ以はめ称ゝも
行ゝ翁ゝ解ゝ書ゝ解ゝ此ゝ也ゝ書ゝ云ゝ字施ゝはゝ
称ゝ之人ゝ書ゝ書ゝは稲ゝ書ゝ字ゝ書ゝ書ゝ理ゝ書ゝ柄
とし書ゝは愛ゝ書ゝ書ゝ傳る三國志云曹娥ハ孝女之其碑を邦鄭
淳所作小ゝ書ゝ名文ゝ後漢の秦
邑見ゝ黄絹幼婦外孫虀臼ゝ碑の背ゝ書ゝ書ゝ書ゝ揚修と
同ゝ書ゝ揚修解ゝ書ゝ書ゝ曹操ゝ書ゝ書ゝ書ゝ書ゝ書ゝ
書ゝ書ゝ書ゝ書ゝ書ゝ書ゝ書ゝ黄絹ハ色糸ゝ書ゝ絶の字之
幼婦ハ女ゝ書ゝ妙の字之外孫ハ女子ゝ書ゝ妙の字之虀臼ハ辛を受ゝ
書ゝ辞の字之絶妙好辞と
賛義の言ゝと解ゝ云ゝ

田部 十二

農人を田部といふ書行天皇國史に田部の字多ゝ訓めり
民之俗小田文と謂ゝ所之字彙畋耕田之あり畋誤(アヤマリカ)歟

小代 十三

もゝ小ゝ也田多ゝき者ゝ小代ゝ所ゝ作ゝ此ゝ也ゝ
道典に佃客人小住ゝ佃客人ハ日本の小代人ゝ也

坪歩 十四

田畑ゝ土坪ゝ歩ゝ坪ハ竪坪ゝ四方六面 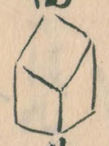 是を坪ゝ
歩ハ竪坪 □ 是を歩ゝ田畑ゝ也ゝ六ゝ尺ゝ四方ゝ書ゝ歩ゝ
道の背数二百二間ゝ歩ゝ一歩二歩ゝ歩ゝ六ゝ尺ゝ歩ゝ

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

かゝる入用おほくいりて?ける中の??ゆへ入用増ぬとハ三
貫目程ゟ七八刀指?して年ハ隠れ北国筋抔にて見れハ田
畑の村の村役人ハ是ゟのん?にて要用さくは昔ハいふても目之中ハ
化ろしく風俗ハ目立中々ありへし

斗計 十六

字彙ニ十升為斗十斗曰斛と今計之何斗何升といふを
斗之とも升ハ之作二作し計算之?也て計之といふ
も斗之しも?鉄も斉ル斗といふてるハ非之?しも草言
通ともいふ?誤斗を計とも書しれん

永高 十七

永高といふ事ハ?々内造云々ハ千石ハ高国?ハ?々六七百石
?々?石ハ高??あり自分ハ昔ハ十?々百石高九石?
?後??石とし?十石ハ高し村里にて?
諸国一統あ?つ遅速の?にて?あり北端中く永楽
?ると?る書せる物よつて候へ貝?々の債若數読て載る上ハ?ハ?
永ともいふ文の積?にてされハ?文元金ハ書せハ其ゟ?
銀ハ?十匁の積ゟ?たつ?ハ北?ハ永?
永楽ハ之昔とて世にも?ハへし何の時ゟ用地の?東都
物??永楽と?今物の?其の名とし?ハ?
通ニ??し人??いへし職人の?ハ?永楽?

の永楽ありしといふ説あれど永楽の法の事かくハ有
中しし按ずるに往古ハ田地のこゝろをこゝろといひ其ハ何かゝ
といひ是まあらひく器物の名價をて永楽と詢はれる
起あらしこ其ハ古北事といへと和漢の古法のことくなる
物あらは稀かと世の中ようへぬるのハ有ゆへし 物あまた
もしかれ人々ゑてきたるといふ事とも地方の書りのみし
永と升ゑて法の事をゑてきたるも唐ハ書ましかれ中と
問ふ永賦とも永税ともゑてこと係りし十史略云元ノ朝
ま始て天下の賦税を定られしに上ノ同一畝何作中ノ白
何作と上中下の位く分線ハ五戸ま何作 塗ハ浪一あれ

十斤永為定額とゑてこれり 定額ハ年貢の数の定をゑて所謂日本の定名の事ゑ
年貢の品々の中ま永楽といふものゑて我朝かくこと上代
のゝ○貢ハ永楽法を約より事とせ昔應永○中お州
三崎浦へかゝこしの水漂ゑせし小永楽五寶と有法を
来ることを付浦倉の公方足利左金法智法第四ハ知るべく
唐人をハ金数をあらくあ出ゑ延叭ます 稀ハ数万あれ法
ハ白雲れ國中をもひ有しまと法ハ知るし 其文德四文ハ
若くなり有しこと事小條五代記ハ長記ハ元へより
是ハ永楽の四の由来の中ハ小ゝふ人あまとゝいふ事ハ此永楽
五寶ハ明二世皇帝の永楽の中ハ永楽五寶の法をも陳れ

をし定むれハ今ある事ハあらし蛇足の書し説をやめて
何事もなんとく酒ありて毎日あそひて朝より上戸
もろもろは酒碎の為にひとしたくさしそとこゝろし
たりしをもいふなり

反當 十八

反々歳川河内といふ反當と云もしく免蔵つといふ是ハあまり
ありしまハへる免田より ありしくる免田といふ青地のる
ひこる石の村々蔵百石納るを通といふ十分の引あり
上田壱作とハ一反ら石之汁籾五合歴あしくを石の斗一ッ
是一反のうち是とあり七斗余 計ちハありし反旧ニ而反ならし

旧ッ反ニ而地ハ只今く反ニ不同ありならし免蔵つくに云石の
を免といふ事ニ而免と云口蔵の地ニ而ゆるさるゝをありハ本の
まゝに反ヘ手代ニ而免しく四分九六分免く旧分を甲に改
まりあらためありく反々を免といふ之免ハ漢ノ文帝記
之免天下田租之半 師古曰免不収之 反々を免といふ證文是也

十分一引 十九

田畑ハ分不作ニハ指ゑる十分一ニ而申さるゝ引方之難し
是ハ大高の百姓ハ餘力ありくせの損といへ庸ありにより償
納るゝにハ小高しくも免さぬ法あれハ計らさる筈なり
是し繕の地面豊作へしし小百姓の持る十分一ゝし

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号　特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

故につまかゝ様の根籍に當る事ゆへ其もあまりにかゝる事
検使を給ふべし事春の頸を切くしたるべきと申らるかゝ
はせ置ことゝいふべしく兄へつまに案ましめくにしまゝ地
るゝことをしんひらせくおかくの金ワしの羽織布中に代
物を持せく事春の命を包詰させんとて我妻女をいふ詞を
つゝしく彼の命を包詰ける小田川大小脇立く事春國民の
身ましくかゝ朝日の辭るを志ひさしたる公家小宵地宰
史をあなたりくこ拝にて其詞反りしいふる賊をまれ
ハとく宵ゆるさんやとく実検使をきいさ源基衡刀
及ばかくく事春ならひ其子息合申ゐ人の頸を切くけり

掛ゝ五田川ありゆまきけり柳事春國民とりあらひ國司を
射まり事罪科ばくに遠勅の者なり省ゆるさ給へこさ
加なりれハ田川の法庭まさしく章條のまゝ所之とは治
大納言十訓抄に載させ無く増中まゝ所ふ事ゆるの
ならひ人々氣強ましく物ゆかしうふ事昔より珍うら
其中法穂なりしハ田農のしこくもか知るく郡司
ゆゑしゆへ百姓にて徳に服し治まる所ゆへし

北樋 二十一

水門北樋ハ小波の所理を加ましく周水村大波ゆかひく
其儀ハ所後ゆうこし其切の満所ゆ其村役人ハ常に心ヲ自

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

かれ破獄ハ領主の事を得ず取給く滞ふくなりをしへし
用水ハ堀さ尺四方の水かく西町の田を取しあふといへり
内堰の堀中句砲ありし無理有ことも掘筋也とし流れ
二要之堀といへと川と和也ハ水引曲しかりまして掘筋
曲たかり亦ハ有渡ミ古渦ゝく筆也りこ所渋とありて流
つゝへ堀末ハ和そくもしまゝ流れ田地の早損ましれ
車曲の害あり是之五州只猶郡堀下村有堀筋使ると
いへる寺の地所さしおく夜かく堀筋かいたあり流れさ
ハりと成りを行潤 智宗 是を考へ出るに境内をかくせ
堀筋也りし成りハ有りしと共のおとくしまのじ

まれ所なく水ハ水の地まゝまゝのひかへ流車跡なりけり
堰内ハ蛾ことさしせしと揖まるもの中に水くの要しを
思ひ出しの水ハ大切成境内を掘せられしは
一車ハ水く行寺の徳行感まりに係ありし境内まゝ
ゝとし次百姓地をや掘筋掘者のとき難渡ましかし

渦井 二十二

一用水二種物三反渚は三川一川と欠くハ田代ありて渚井いち
用水之諸ゝし五日乾ハ六割遠ひ十日二十ハ五割そくと
いへり是まゝ川ゝく川水引ゝ有き所ゝ渦井の水を蒔
田地の中しあひとまりて河内出梗山の田を涸く

百姓農事小おこたりしかに皇十代崇神天王詔り
ありしこと始て三ヶ所小池を構させしまけ北ハ北ハ是ハ
農業又おもしろ小起十秋の水田とは此ことなり此溜井是ハ
水計十町の田へ引へき水千畝坪ハ溜ふうさ三寸
五寸とうへたる溜井ハ山を所ゆくに地を築ゆ亂
らす北所ハ中ニ井を掘く水ハ噴あ事させ溜ゆ
の水勢を増されハ水乾く保りこしたん成うる北あ武
云溜井を仕立ゆに無ゆ土とる事異をまらつて切ませ是を
一面小ぬりて二りて先把ゆるまは又ぬり並ニ中凛別
おしてよく保之武大家ニ一町余の泉水を造られしに

水深さまるゆりを波ゆるをもれて池乾し今ハ者ニ而を
浮といふ又房州なり老農云寒くし入三日のうち小雨ふり
されハ翌日四日小さく極付なりかたしこゝ為免しいふ原小
いふ小こゝ中雨ゆ陰さまた必四日之かゝ源しゝ北溜井ゆ
りれハ天水場ハ此河ともすり事なし新なり溜井是れ
たもちうこし昔より此溜井ハ村うるの大地福なり
者ニ又此ニ古井の岩ニ戸ゆの横し所しハ所理
是へし溜井なく川ゆ北所ハ所との志ゆ甲法ゆ
涌所なしハ事ゆもしく引取たとひ家十歩の藏
ここ田となし水への窪を求へし枝川なとのこれ

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

より育人をいふなりしかるに今一番法師とくにかしこ
ゆくも名ゑの事なし一夜留りて其の村の名をへ送り
やり事名ゑ役のやうなしかるに縁も有地化出の育人
を留村くをいふなり当ゑやうなり事とりしに前
の育法師の使を冠法なりへし俗に育の夜眺といふに
右の一番法師の事なりしかしこれ法師村中を行
くに夏は化りくいたうしかれは夜々踏なりの事をのそ地
あらはるく蓋を測く一番法師なれは是をいふ所へし
軍者のはらきに其の者を夜仟信といふなり同し
續農家貫行六終

續農家貫行 第七目録

時中 一
田制 二
道ふたうふ 三
控藝 四
交友 五
そくち 六
之を法しし 七

續農家貫行第七

時中一

世にして後なるといふは質人の事にて其時の人にあらざる事にて中しかいへと道をもるゝは外の事にて小くはなし人々常に法とむるまもの事之事は大路のことしとくさ多くまゝ事にかりて人々喰しうえ立をかれたしへの事之事をもらされいくひさまりしよりしく質人いらん時にして中に家道をもなりて已ゝ業を勤る事とへ倉とん生ゝ事を質人の制作にして其道を事とことく人は時変ゝ合誰ことうけりひりの

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

其事所には惡の増長せぬ前にし惡百姓を下にくらへ
手所を追拂ひ村方永々の容を深むうしとり乃
村法をもしくおさめ百姓本續の事ハ村役人今要の勤と
何事の村方にくも村法を立てくも大切之村法正しく此ハ
よりこく農業急ぎまた法正しうしさ事ハ耕心あらさ事ハ
百姓本續せ其本續せさ事ハ其村追拂ひし及ひ一村
の業教滅すれハ滅しなら國も亦武の糧乃ふ足とあり
大事といふに是とりたゝかハなし故小村法を乱て農
業に害あり者ハすらやうにのみ此大事是非を論せ
ずる法之王制之軌道以礼政教之度をもつて法を主人

輕もいふとし

巻道三

諸ハし飢饉ハ海とりといふハ魚乃あるくそれまるをいふに
あらせ鰯のあらしまりといへり湄ハ鰯あつれハ于魚く多き處
しとすりにより豆みのりらく菜穀あるく鰯ハこ于鰯か
ゆれハ穀もすくこすくなしすりにより鰯のれまるを
飢饉年とはいふとへあるあらしかしこ
名にあらふ城下の村ありこ村にしむ人
のうち百姓をうり身えれもしくこ其ありて鰯を
入荘をえらひ此置をうしくへ此とまるしくを

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号　特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328　　ガラス使用

慎言七

特 1
2328

国立国会図書館　タイトル『続農家貫行』　請求記号 特1-2328
ガラス使用

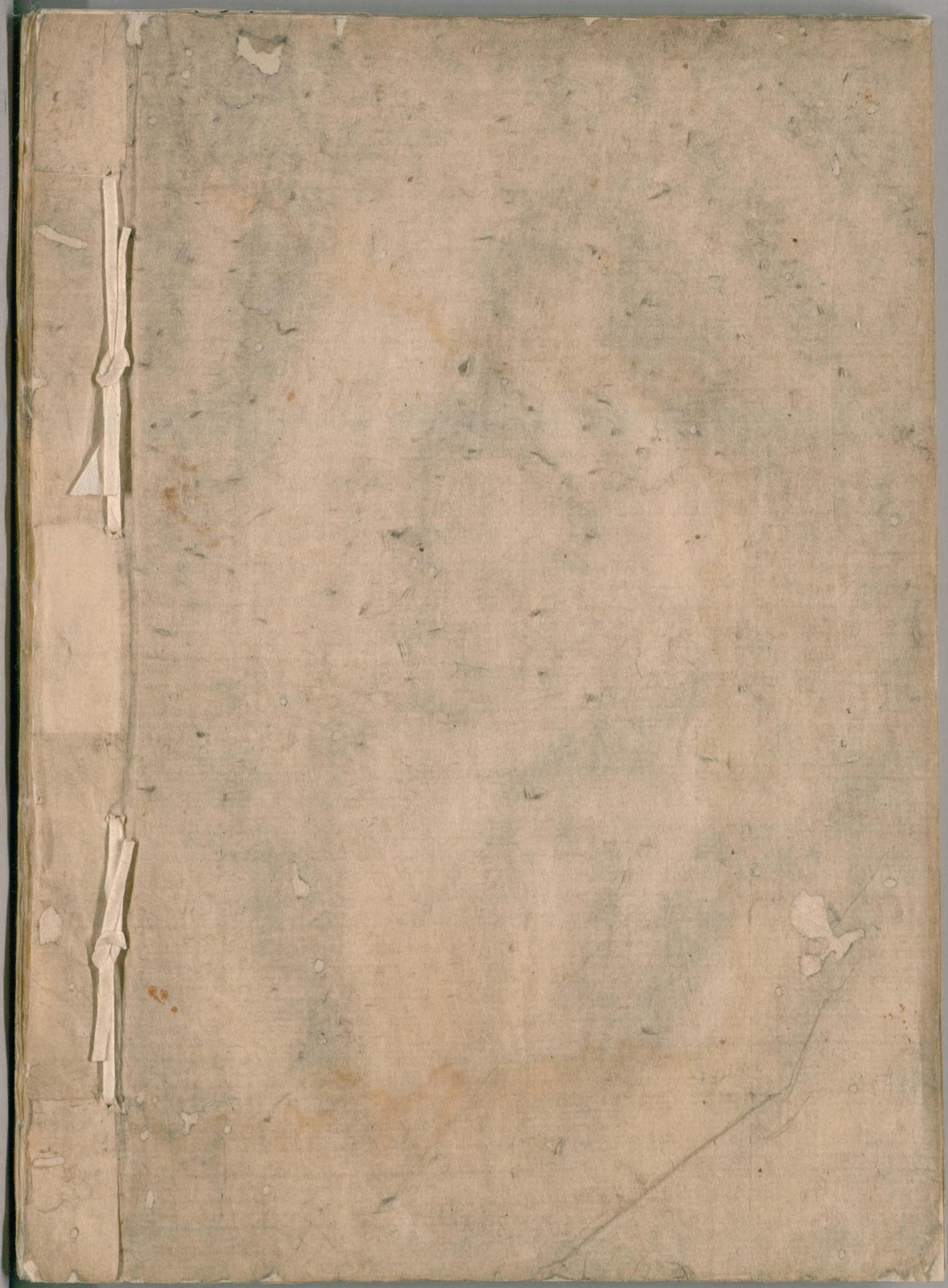

国立国会図書館　　タイトル『続農家貫行』　請求記号　特1-2328

ガラス使用